

(評価資料7)

<p>評価項目</p>	<p>7 研究成果の活用に関すること</p>
<p>当センターの状況</p>	<p>(1) 研究成果の実用化、事業化の状況          食品中の残留農薬分析に関する研究では、開発した分析法が厚生労働省で公定法に採用されたほか、化学物質環境実態調査に関する分析に関する研究では、開発した分析法が環境省の実施する化学物質環境実態調査（初期、詳細環境調査）の分析法として採用されるなどの成果をあげている。</p> <p>(2) 研究成果の普及状況          有機フッ素化合物に関する研究について、中国（大連理工大学）へ生体影響解明等に技術指導を行ったほか、中国、韓国へ有機フッ素化合物分析技術指導を行うなどの活用を図っている。          研究成果は年報にとりまとめ、地方衛生研究所、地方環境研究所、共同研究者等に配布している。</p> <p>(3) 研究成果の知的財産権化、活用の的確性          研究成果の知的財産化について、当センター職員が関与した特許の出願件数は4件で、うち3件について特許登録を行った。うち共同研究に係る登録が2件、当センター単独の研究に係る登録が1件となっている。</p>
<p>評価結果</p>	<p>○ 評価 A：適当（5人）・B：要改善（1人）・C：不適當（0人）          ○ 評価コメント</p> <p>(1) 研究成果の実用化、事業化の状況          ・ 公定法や分析法に採用されたことを評価。          ・ これまでの研究成果の実用化は着実になされていると認める。          ・ 研究成果の実用化、事業化について問題はない。          ・ 研究成果は確実に実用化されている。</p> <p>(2) 研究成果の普及状況          ・ 研究論文や学会発表などの成果が公表されているものも多く評価できるが、県民に対する研究成果の普及は十分ではないと考える。          ・ 研究成果の普及に成果を挙げていることを認める。          ・ 研究成果の普及は特に問題はない。          ・ 県内だけでなく外国においても研究成果が活用されている。</p> <p>(3) 研究成果の知的財産権化、活用の的確性          ・ これまで特許を3件取得し、知財化を図っていると認める。          ・ 研究成果の知的財産権化、活用は的確である。</p>
<p>センターの対応方針</p>	<p>開発した分析法の公定法採用、環境分析技術指導による国際貢献など研究成果の活用に関し一定の成果をあげているが、関係機関等や県民に対し研究成果の一層の周知を図り、県民の信頼に添えていく。</p>